

令和7年10月10日

教育・学習の質向上に向けた新たな評価制度の在り方
ワーキンググループ 御中

公益財団法人 日本高等教育評価機構
公益財団法人 大学基準協会
一般財団法人 大学・短期大学基準協会

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の今後の議論の方向性に関する提言

私ども、機関別認証評価を担う三機関は「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ ここまででの議論の整理」に示された「今後、さらに検討する際に考慮すべき点」に関して意見を取りまとめたうえで下記の提言を行う。また、提言の趣旨を補足する付記を添える。

今後は、貴ワーキンググループにおいて、これらの提言を踏まえつつ、我が国の高等教育と次世代人材の育成を視野に入れた議論が進められ、高等教育の質保証システムとしての評価制度の充実・向上につながることを強く期待する。

なお、三機関は、いずれも大学・短期大学を会員として成り立っていることから、今後とも大学・短期大学及び大学団体等と密接に連携し、検討していく所存である。

記

1. 各評価機関の自律性を尊重することが不可欠である

私ども、三機関はいずれも会員制度を基盤としており、会員校の協力の下に成り立ってきた。この制度により、自律性を確保しつつ評価活動を展開してきた実績がある。今後も信頼性の高い評価を維持し発展させるためには、各機関の自律性を尊重することが不可欠である。

2. 大学を支える仕組みや国際通用性の観点から機関別評価を維持し発展すべきである

高等教育の質向上のために、各大学における内部質保証の取組みを確実に機能させることができが不可欠である。認証評価は、これまでその実効性と教育の充実への寄与を重視して評価を行ってきた。こうした成果を踏まえ、各大学を支える仕組み、そして国際通用性の観点からも機関別評価を今後も維持し発展すべきである。

3. 一律の基準で評価を行うことは、各大学の個性を損ない、教育の画一化を招く。評価は各大学の特性と強みを的確に捉え、大学自らが改善・向上する機能強化を促すべきである

我が国の高等教育機関は、各々の設立理念・目的に基づき、組織的努力を通じ、特色のある教育を展開してきている。この多様性を踏まえず、一律の基準で評価を行うことは、各大学の個性を損ない、教育の画一化を招きかねない。評価は、各大学の特性と強みを的確に捉え、大学自らが改善と向上を実行する機能強化を促すものでなければならない。この視座において段階別評価の意味はない。

4. 評価は評価機関と受審大学とのコミュニケーションを基盤とすべきである

評価はスクリーニングではない。評価機関は、受審大学が作成した自己点検・評価報告書に記載された大学の理念・目的と内部質保証の状況を確認し、さらに大学院そして学部・学科の学位プログラムに対する教育評価、学生支援、教職員組織、大学運営機能などについて、実地調査などにおける評価員と大学によるコミュニケーションを重視している。受審大学は、そのプロセスを通じて、自大学の現状を把握するとともに向上の方向性について示唆を得ることができ、有益である。

以上

付記

第1部 「新たな評価」の基本的考え方

1. 高等教育機関に対するこれまでの質保証の考え方と課題

意見

○「議論の整理」では、「米国の第三者評価と我が国の第三者評価制度は大きく異なることに留意する必要がある」の理由に我が国の大規模な大学設置認可制度を挙げているが、そもそもアカデミック・アセスメント及び認証評価は大学設立後、つまり完成年度を終えてから評価を受ける制度なので、大きく異なるとは言えない。また、文字通り大きく異なるということであれば米国の高等教育機関の学位と我が国の高等教育機関の学位の質が大きく異なることになるため、我が国の学位は国際通用性が無いことになるのではないか（大学改革支援・学位授与機構が中央教育審議会の審議を経て、文部科学省によって認められたとして公表した「日本の教育資格枠組み」は、その目的で示す「国内外における日本の高等教育資格の透明性や社会的理解を高めること」にならないのではないか）。

第2部 新たな評価制度の基本的枠組み

1. 評価の主体【誰が評価するのか】

<今後、さらに検討する際に考慮すべき点>

- ・評価の主体については、これまでの認証評価機関の果たしてきた役割や課題等を踏まえながら、検証を行うべきではないか。
- ・今後、評価の観点・視点等のばらつきをなくすための調整組織の設置を検討するに当たり、具体的にどのような役割を担わせるべきか等についても検討すべきではないか。

意見

○「新たな評価」を実施するに当たり、既存の評価機関が維持されるための十分な財政的裏付けや、評価を実施するための人員確保の見通しについての具体性を伴った試算がなされていない。そのため、実現可能性（フィージビリティ）や持続性の観点から計画のみが先行るべきではないと考える。

○多くの評価機関は、ピア・レビュー精神の下、会員制度、また会員校から評価員の推薦など多大な支援によって維持されている。その実態に鑑み、各評価機関の自主性・自律性を尊重し、「新たな評価」を実施する際は、評価の受付、評価料の徴収をはじめ、評価の実施から評価結果の確定まで、既存の評価機関が引き続き主体的に行うべきであると考える。

○各評価機関の自律性・独立性を確保する観点から、調整組織の位置づけや各評価機関との関係性などについて慎重に検討すべきであると考える。

- 現状では、分野別評価（各専門分野の第三者評価）や分野別認証評価（専門職大学・短期大学・大学院に対する専門分野認証評価）を既存の評価機関がそれぞれ実施しているため、「新たな評価」では、各評価機関、特に任意の第三者評価機関の自律性や独自性を阻害しないよう十分な理解の下で慎重に検討すべきであると考える。
- 評価基準・項目・指標の統一は高等教育機関の画一化を招くだけでなく、統一化された評価が当初心から形式的、表層的なものに陥ってしまうおそれがあるため、避けるべきであると考える。
- 認証評価の実施に当たり、長期間の評価作業が必要であることから、産業界や高校関係者、または学生代表者などがどのように参画するのか、現実的かつ実効性のある参加形態と参加する作業の範囲を明確にした上で、慎重に検討すべきであると考える。

2. 評価対象【評価する単位・対象はどこか】

<今後、さらに検討する際に考慮すべき点>

今後、学位の分野に基づく学部・学科、研究科別の評価を行うに当たり、

- ・高等教育機関及び評価機関に過度な負担にならないよう考慮することが必要ではないか
- ・大学等の新設や大学等の学部・学科の設置の認可に際しては、「学位の分野」に基づき、養成すべき人材像や3つのポリシーに基づく教育環境整備等について審査することから、評価の対象について検討する際に参考になるのではないか
- ・分野横断・学際領域に関する学部・学科若しくは研究科への対応をどうするか

意見

○学部・学科若しくは研究科ごとの評価の実施は、これまでの認証評価以上に多大な負担を高等教育機関に負わせると同時に、評価員確保等を含む評価機関側の負担も格段に増加する。教育の質を向上させるためには、全学的な内部質保証や学長のリーダーシップ、教学マネジメントとの整合性が図られることなどが不可欠である。よって、現在の内部質保証を基盤とした機関別認証評価は維持すべきであると考える。

○国が推進している外国人留学生の受入れの強化、日本人学生の海外への留学機会の拡充などの政策を勘案すれば、日本の高等教育機関の国際的通用性を確保するという観点からも、機関別認証評価は維持すべきであると考える。

○学部・学科若しくは研究科ごとの教育の質の評価を重視する制度への変換に当たっては、高等教育機関全体の内部質保証との整合性を確保する必要がある。また、文部科学省を含め、各省庁が管轄している国家資格に係る学部・学科若しくは研究科については、教育の質保証はすでに各省庁によって担保されていることを踏まえると、それ以外の教育の内部質保証を重視した機関別認証評価制度を維持しつつ、三つのポリシーを起点とした学修成果の把握と評価による教育改善の取組み状況に焦点を当てた高等教育機関全体として「適合」しているか否かの評価を実施すべきであると考える。

3. 評価の視点【何を評価するか】

<今後、さらに検討する際に考慮すべき点>

- ・高等教育機関の「教育の質」を評価する、つまり「養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして学生が必要な学修成果を上げられているか」という点を可視化し、それに基づき、「教育改善がなされているか」を評価するに際し、具体的にどのような基準・項目を設定するか
- ・その際、各高等教育機関が社会から信頼と支援を得るためにには、各機関で掲げる養成すべき人材像やディプロマ・ポリシー等に照らして、必要な知識・能力を身につけた卒業生を輩出し、社会で学修成果を十分に活用できているかという視点も必要ではないか
- ・「新たな評価」における法令適合性の確認の方策について、役割分担を含めてどうあるべきか

意見

- 学修成果の評価について「直接評価と間接評価の双方の観点で学修成果の可視化を行うことが求められる」と述べているが、当該記述が「新たな評価」における学修成果の評価を指すのか、あるいは高等教育機関による学修成果の把握・評価を指すのかを明確にした上で、慎重に検討すべきであると考える。
- 「学修成果」の明確な定義がない中で、学部・学科若しくは研究科ごとに統一した評価基準を設定し、客観的に評価することは困難であり、加えて段階別評価を導入するのも困難であると考える。
- 社会での学修成果の活用については、社会からの視点で社会が評価すべきものであり、認証評価において評価すべきものではないと考える。
- 法令適合性の確認の方策について、現行の機関別認証評価の法令適合性の確認方法として、データのみならず、書面質問、エビデンスの確認、実地調査時の面談などを通じて確認していることを踏まえて、高等教育機関が入力したデータを確認するだけで良いかどうか慎重に検討すべきであると考える。

4. 評価手続【どのように評価するか】

<今後、さらに検討する際に考慮すべき点>

- ・段階別評価を行うのであれば、何段階で評価すべきか、また、段階別に判断をどのような考え方で行うか

意見

- 高等教育機関の専門分野や特性が異なる中で、統一した評価基準などを設け、段階別評価を実施しても、「教育の質」をわかりやすく示せるのか、各高等教育機関間で先進的な

取組みや課題を把握・共有できるのか、また学生が学修成果を実感し、高等教育機関の自己改革・改善につなげられるのか、慎重に検討すべきであると考える。

5. 評価結果の公表・活用【評価結果をどのように公表・活用するか】

＜今後、さらに検討する際に考慮すべき点＞

- ・評価結果を公表するにあたり、具体的にどのような内容を含んだフォーマットにするか

意見

- データベースの整備・活用については、高等教育機関が行政機関や評価機関からさまざまなタイミングで提出が求められる各種データが重複していることをまず解消する必要があり、その上、ポータルサイトを通じてデータベースの情報を開示することで高等教育機関の情報公開を一元的に進めることができると考える。
- 現行の大学ポートレートは社会のニーズに応じた高等教育機関のデータプラットフォームとして必ずしも十分に機能していないため、新たなデータプラットフォームの構築に当たっては、評価で活用可能なデータベースを基盤として整備すべきであると考える。
- 評価結果の活用として、資源配分など国の政策への活用を検討するとあるが、現行の認証評価は高等教育機関の教育等の改善・向上を支援する機能を担っているため、その結果を国の政策に直接活用できるかどうかを慎重に検討すべきであると考える。

6. その他

意見

- 高等教育機関が認証評価受審と同時に、学部・学科若しくは研究科が設置計画履行状況等調査を受けている場合、それぞれの評価や指摘の観点に違いがあるため、それらの学部・学科若しくは研究科を認証評価の対象から除外すべきであると考える。
- 設置計画履行状況等調査の役割・機能を強化するのであれば、その過程で学部・学科若しくは研究科ごとの段階別評価を実施することは可能と考える。

以上

2025年10月10日

教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ
議論の整理に対する意見

公益財団法人 大学基準協会

2025年10月10日付で日本高等教育評価機構、大学・短期大学基準協会、大学基準協会の3団体は、合同で「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の今後の議論の方向性に関する提言」を提出した。本意見書は、この合同提言に至った論拠を整理するとともに、本協会の活動実績や会員校からの意見に基づき、より具体的な視点を提示するものである。

本意見に示した内容が今後の議論に反映され、わが国の高等教育の質保証システムとしての評価制度の一層の充実・向上につながることを期待する。

1. 認証評価の効果と課題

- 本協会の大学評価(機関別認証評価)においては、第1期(2004～2010年度)に自己点検・評価の実質化を目指し、第2期(2011～2017年度)には大学自らが教育等の質を保証する内部質保証システムの構築・機能化を促した。第3期(2018～2024年度)では内部質保証システムを機能させ、教育改善や学生の学習成果の向上につなげることを目指した。第4期(2025年度～)からは、学習成果を基軸に教育の企画・設計、運用、検証、改善・向上に取り組み、高等教育機関が内部質保証を実質化させられるよう取り組んでいる。このような大学評価の展開は、本協会が定める「大学基準」とそれにもとづく「評価項目・評価の視点」の改定に反映され、それを広く公表し、とくに評価を受ける大学の取り組みの参考基準となることを通して、本協会は、内部質保証システムの定着化・機能化に貢献し、大学が教育の質保証に主体的に取り組むことを推進してきた。また、大学においても、各学部・研究科等の特性を活かしつつ、大学全体として教学マネジメントを重視した質向上の取り組みが進んでいると認識している。
- 本協会では、各大学の理念・目的に基づく評価を重視し、その達成に向けた取り組みと成果を評価結果に記載してきた。ただし、これらは主に大学関係者向けであり、必ずしも社会一般にわかりやすいものとは言い難かった。そのため第4期からは、「大学基準」の10基準ごとに理念・目的の達成度を示す4段階の評定を公表するなど、よりわかりやすい評価結果の提供に努めている。今後もこの方向性を一層強化していく必要があると認識している。
- 認証評価は、大学の自己改善機能や説明責任の強化を支援する役割を持つ。そのためにエビデンスに基づく実証的な自己点検・評価を推進してきたが、法令事項を含め説明すべき事項が増える傾向にあり、大学・評価者の負担感につながっていた。本協会では、定量的データをまとめた基礎データの活用や、第4期からは点検・評価報告書に図表データを活用するなどの工夫を講じている。今後はデータやAIの活用を含め、効率的かつ効果的な評価の仕組みづくりが必要であると認識している。

- 本協会は、わが国で最も歴史のある質保証機関として、国際通用性のある評価を追求してきた。しかし、質保証における学生参画、産業界との連携、AIを活用した質保証（内部質保証、外部質保証の両面から）、マイクロクレデンシャルや国境を越えて提供される教育の質保証など、なお検討を要する点が残されている。本協会では、産業界の関係者を評価者に加えているほか、2024 年度に学生参画に関する調査研究を行い、大学等における質保証への学生参画、質保証機関による評価への学生参画の推進に取り組んでいる。さらに、2025 年度からの第4期では、実地調査における学生インタビューに加えて、ウェブフォームを用いた学生からの意見収集を導入している。これらの効果を検証しつつ、他の課題についても迅速に取り組んでいくことが必要であると認識している。
- 上記のように、質保証機関として、評価の国際通用性や信頼性をさらに高める観点から、評価機関の質を保証する措置（例えば、メタ評価）の導入も検討すべき課題であると考える。

2. ワーキンググループにおける議論の課題

- 大学の質を保証する第一義的責任は大学にあるという世界的な共通理解を前提とし、これまでの認証評価を通じて大学に根付きつつある内部質保証を更に促進させるためにも、機関別評価は不可欠である。国際通用性の観点からも、機関別評価を充実させることにより、学生参画や産業界との連携、マイクロクレデンシャルを含む新しい教育方法や国境を越えて提供される教育の質保証などといった諸課題に的確に対応していくことができる。変化の激しい社会において大学が柔軟に対応していくためには、適切なガバナンスと質保証システムを備えていることが必要である。その観点からも、機関別評価を実施することには今日的な意義がある。なお、ワーキンググループによる議論の整理では、産業界等や学生の参画の必要性が示されているが、今後はこれらをどのように国として推進し、評価機関と協働し支援していくのか、本質的な質保証に係る議論を展開していくことに期待したい。
- 認証評価制度の導入に際しては、各評価機関が定める基準に従い、多元的に評価が行われることが想定されており、当時の国会答弁においても、さまざまな観点から評価が行われることが望ましいと述べられている。そのため、現在の認証評価が多元的に実施されていることは当然の結果といえる。一方、近年の政策議論では、制度設計時の理念や経緯が十分に顧みられず、課題ばかりが強調されているように見受けられる。ワーキンググループによる議論の整理でも、複数の評価機関が存在することで評価基準や観点が必ずしも一致せず評価への公平性に課題があること、評価機関ごとに評価手法が異なることで効果的・効率的で優れた評価手法の共有・実践が十分でないこと、各高等教育機関の活動を社会へ明らかにして理解を得るという役割を必ずしも十分に果たせていないことが課題として挙げられている。しかし、本協会の評価を受けた大学からは、教育の点検・改善の機会として有効であったとの声があり、教育の質向上に一定の成果をもたらしていることは明らかである。制度改革を議論する際には、導入時の理念や経緯を共有し、現行制度の成果を正当に評価したうえで、大学が将来にわたり改善と発展を続けられる認証評価制度を文部科学省が明確に示すことが求められる。

- 新たな評価制度の構想では、高等教育機関の活動を社会に対して明らかにして理解を得ることや高等教育機関・評価者の負担軽減に重点を置く改革が検討されている。しかし、これに重点を置きすぎると第三者評価の質の低下を招きかねない。第三者評価が高等教育機関の教育の質向上に資するためにも、制度設計においてバランスのとれた議論が進められることを期待する。
- 学部・学科、研究科単位の評価については、それが学位プログラムの質保証として適切かどうか国際通用性の観点から慎重に検討されることが望ましい。また、この評価を実施するには多数の評価者の確保が必要となり、作業量も含めて高等教育機関に過度な負担とならないかが課題である。さらに評価機関の持続性確保の観点も踏まえ、現実的かつ実現可能性に配慮した議論が進められることを期待する。そのためにも、議論のみならず、文部科学省による試行評価や大学進学者や企業関係者へのヒアリングを含む現行制度との比較分析が行われ、丁寧に検討が行われることを望む。
- 本来、分野別評価は、当該専門分野の学協会や職能団体等と連携して実施されることが望ましく、そうした連携があるからこそ評価の信頼性が高まる。しかし、現行の機関別認証評価を担う評価機関は、必ずしも専門分野に立脚した団体ではない。そのため、現状のピアレビューのみで各専門分野に適した教育課程や教育方法を評価するには、さらなる工夫や体制整備が必要である。学部・学科、研究科単位の評価が学位プログラムの質保証として適切かどうかを検討するとともに、実質的な分野別評価を実施する場合にはそれを支える体制についても十分に検討されることが期待される。
- ワーキンググループによる議論の整理では、学位の分野に基づく学部・学科、研究科単位での教育の質を重視する制度設計が示されている。しかし、多くの高等教育機関では、全学共通科目や複数学部にまたがる教育課程、正課外教育のプログラム提供、地域貢献活動など、学部・学科、研究科の枠を超えた全学的な取り組みを展開している。これらは、大学教育の重要な一部であり、その質を適切に保証するには、機関全体を視野に入れる枠組みが不可欠である。したがって、高等教育機関全体の教育活動を適切に評価し、その改善につなげる観点から、機関別評価の枠組みを維持することが望ましい。
- 学部・学科、研究科単位の段階別評価は、高等教育機関への進学希望者や社会の多様なニーズに適切に対応するものとなるか、検討する必要がある。専門分野ごとに評価基準や項目を設ければ分野間の評価にばらつきが生じる一方で、統一的な基準を設定すれば分野ごとの特性が反映されづらくなる可能性がある。また、同一分野であっても大学ごとの教育目標の違い(例えば同一分野にもその領域の最先端を切り拓く研究者を輩出することを目指す大学と、多様な現場で社会実装を担う人材育成を目指す大学がある)をどのように反映するかという課題が残る。両者を同一の基準の下で簡易な段階評価に付すことは、高等教育機関の不適切な画一化を招く可能性がある。このように、公平性の確保と分野特性の尊重を両立させることには本質的な限界があるため、評価の主体や手法について慎重に検討されたい。

- 学部・学科、研究科単位の評価を検討する際には、分野別評価(各専門分野の第三者評価)や分野別認証評価(専門職大学・短期大学・大学院に対して実施する専門分野の認証評価)を実施する既存の評価機関があることから、国の枠組みとして行う評価と、任意団体によるプログラム評価との関係性を整理することが不可欠である。その際、任意の評価団体の自律性や独自性は尊重される必要がある。既存の仕組みを踏まえたうえで、現状を十分に理解した議論が行われることを期待する。
- 評価結果の活用については、ワーキンググループによる議論の整理では、例えば資源配分等の国の政策に活用することが示されている。しかし、現在の認証評価は高等教育機関における教育等の改善・向上を支援する役割を担っており、その結果を資源配分等の国の政策に直接的に活用することが妥当かどうかは、今後さらに慎重な議論が求められる。この点については、国の関与は必要最小限にとどめるべきであり、行政措置と直接連動させることは制度趣旨に反する可能性がある。そのため、早急な判断は避けるべきである。
- 2025年度より第4期認証評価が開始され、各高等教育機関では計画的に申請の準備を進めている。こうした状況で、大きな制度変更を短期間で実施することは、高等教育機関及び評価機関の双方に混乱を招くおそれがある。したがって、新制度の導入時期については、混乱を避ける観点からも慎重に検討されることが望ましい。

3. 今後の議論に向けた発展的意見

- ワーキンググループによる議論の整理では、設置基準等の遵守確認に必要なデータや全国学生調査の結果などの諸データをデータベース化して質保証に活用することが提案されている。これにより、高等教育機関が文部科学省や評価機関に重複して同内容のデータを提出することを避けられることから、大きな効果が期待できる方策と考えられる。さらに、ポータルサイトを通じてデータベースの情報を開示することで、高等教育機関の情報公開を一元的に進めることができるとなるため、データベースの整備・活用を着実に進められることが期待される。
- ワーキンググループによる議論の整理では、「新たな評価」と設置計画履行状況等調査との連携が示されている点は、評価制度の効率化や透明性向上につながる重要な視点であると考える。他方で、大学設置分科会設置計画履行状況等調査委員会による調査結果が、高等教育機関の活動改善に必ずしも十分に活用されていない現状も指摘されており、教育の質の向上に資する具体的な意見を提示することも改革案のひとつとして示されている。これを踏まえるならば、既存の仕組みを維持しつつも、国が統一的な基準で学部・学科、研究科ごとの評価(段階別評価を含む)を行い、その結果をレジスター制度として登録する仕組みを「選択肢の一つ」として検討することは有意義であろう。諸外国でも、オーストラリアのNational Register やマレーシアの Malaysian Qualifications Register、ニュージーランドの資格登録制度など、国が責任を持って行うレジスター制度は広く採用されており、国際的にも妥当な方策といえる。国が高等教育に関する基礎的な要件の充足度を統一的な基準に基づき評価を行うことで社会の信頼を得るとともに、評価機関によるアcreditation

ョンを、各大学の理念・目的を尊重しながら教育の質向上を助言・支援する役割に特化させることができる。こうした「国による統一的評価」と「第三者評価機関による質向上支援」との役割分担の実現により、現行制度の延長線上で発展系を構築することができれば、わが国の質保証システムは一層堅牢なものとなり得る。

- 上記のように、データベースの整備・活用及びレジスター制度の導入により、設置基準等の遵守確認が行われる場合、アカレディテーションにおいて、法令遵守事項を直接確認する必要はなくなる。その代わりに、各高等教育機関の理念・目的の実現に向けた優れた取り組みの促進や教育の質の向上を助言するような第三者評価へとシフトすることが期待される。
- アカレディテーションにおいては、国際通用性の観点からも、機関別の評価を継続するとともに、各高等教育機関の内部質保証システムの機能化に重点を置いて評価を行うことが望ましい。そのため、各評価機関は、質保証の国際的動向に注意を払い、学生参画や産業界との連携を進めるとともに、各高等教育機関の質向上に必要な今日的課題への対応などを重点的に評価することが期待される。また、各評価機関は当該機関の設立理念や評価の目的を明確に社会や各高等教育機関に説明するとともに、評価結果の様式を統一するなど、わかりやすい評価結果の提示に向けて取り組むことが望ましい。
- レジスター制度やアカレディテーションを通じて高い評価を受けた高等教育機関に対しては、インセンティブを導入することも検討に値する。これにより、高等教育機関の質保証への主体的な取り組みを動機付け、制度に対する信頼と納得感を高めることが期待される。想定されるインセンティブとしては、例えば登録期間の延長、再登録時の評価手続の簡素化や自動更新、一定の要件を満たした機関に対する自己認証機関としての地位付与などが考えられる。こうした仕組みを設けることで、単なる負担の軽減にとどまらず、高等教育機関が自ら教育の質の向上に継続的に取り組むことにつながる。
- 評価機関の質の維持・向上や信頼性の担保に向け、評価機関を定期的に評価するメタ評価の仕組みの検討も期待される。なお、メタ評価の導入にあたっては、その透明性や客観性の確保が重要であり、第三者性を確保するためにも、メタ評価を担う機関と評価の実務を担う機関は明確に区分することが望ましい。

以上

令和7年11月10日

教育・学習の質向上に向けた新たな評価制度の在り方
ワーキンググループ 御中

一般財団法人 大学・短期大学基準協会

教育・学習の質向上に向けた新たな評価制度の在り方ワーキンググループ
「ここまで議論の整理」等に対する意見

表題の件に関し、機関別認証評価を担う3機関が共通に認識する基幹意見は別途提出しておりますが、今回の制度改正は、認証評価の仕組みや方法等の改正に止まらず、大学、認証評価機関双方の運営にも極めて重大な影響を与える可能性があると捉えておりますので、実現性や実効性のある新たな評価制度を細部にわたり洩れなくご検討頂きたく、共通意見よりもさらに個別具体的な事柄について、当協会個別の意見として以下整理いたしました。

3機関共通の基幹意見に加え、この個別意見についても、今後のワーキンググループでの建設的な議論の材料となるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

第1部 「新たな評価」の基本的考え方

1. 高等教育機関に対するこれまでの質保証の考え方と課題 意見

・「① 現在の認証評価が果たす社会的評価を再確認する必要があるのではないか」について、社会的評価を得られていないとするならば、我が国では認証評価が義務化されていない高等教育機関が存在し、認証評価制度の対象に一貫性が無いことが原因の一つと考えられる。今回の制度改正を機に全ての高等教育機関に認証評価を義務付けるべき。

2. 改革の方向性

(1) 学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築 意見

・「・その教育プログラムにより学生が在学中にどのくらい成長したかについて、学生自身による成長実感やステークホルダーによる評価により可視化し」の具体的実現方法が不透明である。

仮に「学生がどれくらい成長したか」を学業成績でもって測るとしても、カリキュラムの難易度のようなものを測る指標はどうなるのか、また「学生」とは集団なのか個人なのか、成績の平均値で判断するのか、極めて成長した学生がいれば退学や留年が多くても優れた学校とするのか、就職率が100%であっても学生の成長度が低い学校は評価されないのか、など、指標のイメージが全く見えない。「学生自身による成長実感」なる評

価にいたっては、アンケート等主觀でしか測ることができないが、それが客觀的に適切な評価になるかも疑問。他国でも断念した学生成長度の評価について、現行の評価機関として責任ある評価基準や評価指標を示すことは困難であり、これらを実行するのであれば、国の責任において示すべき。

（2）社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現

意見

- ・社会に開かれた高等教育機関の質保証を目指すのであれば、各高等教育機関や認証評価機関による情報公表に止まらず、国が認証した各認証評価機関において作成した評価基準に基づき、「適合」と判定された高等教育機関であることを文部科学省においても公表すべき。

第2部 新たな評価制度の基本的枠組み

4. 評価手続【どのように評価するか】

（1）評価結果の在り方：わかりやすく、かつ、改善につながる段階別評価 意見

- ・WGでの審議の過程で、委員からイギリスでは「段階別評価」も「教育の質を測る」ことも断念した旨の資料と説明があったが、そのような事例を認知しながら、何を根拠に我が国でこれを実施可能と判断するのか、実効性を担保するためにもこれらの実施判断の根拠を明確に示すべき。

（3）評価手続の効率化：データベースの構築やオンラインの積極的な活用

意見

- ・各高等教育機関が入力したデータを評価の基盤とするのであれば、認証評価の公平性・公正性を担保するためにも、入力データの信頼性を確保するための仕組みを設けるべき。
- ・評価校、評価員へのアンケートから、実地調査については、新型コロナ終息後の再開を喜ぶ声が多数であり、オンライン調査への移行については、各高等教育機関の意見を十分聴取することが必要。また、評価機関に判断を委ねた場合、評価手数料に大きな差異が生じることから統一的に整理すべき。